

懲戒処分以外の処分の実施状況

(過去分)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
5.7.18	口頭訓告	公立小学校 校 長	令和5年4月、速度違反取締中の警察署員に速度超過で検挙されたとして処分を受けた主幹教諭に対する監督責任。(主幹教諭は、5.7.18 減給10分の1 1ヶ月)
5.9.11	口頭訓告	県立学校 講 師	令和5年7月、運動部活動の活動中に、部員1人に対して、左肩甲骨付近を叩くなどの不適切な指導を行った。
5.9.26	口頭訓告	公立小学校 校 長	令和5年1月、自家用車のハンドル操作を誤って対向車に衝突し、相手方2名にそれぞれ全治3ヶ月の重傷を負わせたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、5.9.26 減給10分の1 1ヶ月)
5.11.13	口頭訓告	県立学校 教 諭	令和5年7月、自家用車を運転し、松山市内の交差点で信号待ちの停車をした後、青信号で発進したところ、停止していた前方車両後部に追突し、運転手と同乗者に怪我を負わせた。
5.11.15	口頭訓告	公立小学校 校 長	令和5年8月、速度違反自動監視装置等により速度超過を記録されたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、5.11.15 減給10分の1 1ヶ月)
6.1.24	口頭訓告	公立小学校 校 長	令和5年10月、速度違反自動取締装置により速度超過を記録されたとして処分を受けた事務職員に対する監督責任。(事務職員は、6.1.24 減給10分の1 1ヶ月)
6.1.24	文書訓告	県立学校 校 長	18歳未満の者に対する不適切な行為により処分を受けた教職員に対する監督責任。(教職員は、6.1.24 免職)
6.2.13	口頭訓告	県立学校 再任用教育職員 (事故当時校長)	令和5年2月、カーブでスリップして対向車に正面衝突し、相手方3名に全治1週間から131日間の傷害を負わせたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、6.2.13 減給10分の1 1ヶ月)
6.3.8	文書訓告	公立小学校 校 長	令和5年10月、16歳未満の者に自身の性的画像を撮影、送信させるとともに、同者に対してわいせつな行為をしたことにより処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、6.3.8 免職)
6.4.12	文書訓告	県立学校 教 諭	令和6年1月、自家用車を運転し、松山市内の十字路を直進しようとしたところ、十字路に侵入してきた電動アシスト自転車と衝突し、相手方に怪我を負わせた。
6.6.21	口頭訓告	県立学校 教 諭	令和6年1月、自家用車を運転し、新居浜市内の信号のない交差点で、横断歩道を渡っていた相手方に接触し、怪我を負わせた。
6.9.3	文書訓告	公立小学校 校 長	令和5年12月、18歳未満の者に対して、現金を渡し、わいせつな行為をしたことにより処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、6.9.3 免職)
6.10.4	文書訓告	県立学校 教 諭	令和6年8月、自家用車で新居浜市内の国道11号線を走行中、速度違反取締中の警察署員に38km/hの速度超過(制限速度50km/hのところを88km/hで走行)により検挙された。
6.10.18	文書訓告	県立学校 教 諭	令和6年8月、自家用車で新居浜市内の国道11号線を走行中、速度違反取締中の警察署員に31km/hの速度超過(制限速度50km/hのところを81km/hで走行)により検挙された。
6.10.24	文書訓告	県立学校 校 長	令和6年8月、勤務校の女子生徒に不適切な内容のメッセージを送信したこと、また、令和5年6月及び令和6年6月、勤務時間中に勤務場所を離れて勤務を怠ったことにより処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、6.10.24 減給10分の1 2ヶ月)